(趣旨)

第1条 この要綱は、川西町長堀堰農業振興基金の運用に関する規則(平成6年規則第15号)第2条第2号の規定により、将来の農業を担う後継者育成のための支援を行うため、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和44年規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、川西町新規就農者総合支援事業の実施に係る内容(以下「補助事業」という。)及び予算の範囲内で交付する補助金等について定めるものとする。

(補助事業の区分、支援内容及び交付対象者等)

- 第2条 補助事業の区分は、次に掲げるものとし、支援内容及び交付対象者 等(以下「補助事業者」という。)は別表に定めるとおりとする。
 - (1) 研修費用補助事業
 - (2) 営農費用補助事業
 - (3) 就農奨励金事業
- 2 町長が補助事業者へ交付する補助金の上限は、前項に規定する補助事業の区分に掲げる事業を複数実施する場合、その合計とする。

(交付申請等)

- 第3条 規則第4条に定める補助金等交付申請書の提出期限は、町長が別に 定める日までとし、添付すべき書類は、補助事業者が実施する事業に応じ て次に掲げるとおりとする。
 - (1) 研修費用補助事業計画書(別記様式第1号)
 - (2) 営農費用補助事業計画書(別記様式第2号)
 - (3) 就農奨励金事業計画書(別記様式第3号)

(実績報告)

- 第4条 規則第13条に定める補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は、補助事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、補助事業者が実施する事業に応じて次に掲げるとおりとする。
 - (1) 研修費用補助事業実績書(別記様式第1号)
 - (2) 営農費用補助事業実績書(別記様式第2号)
 - (3) 就農奨励金事業実績書(別記様式第3号)

(補助金の返還)

- 第5条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金 を返還させることができる。
 - (1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第2条別表に規定する要件を満たすことができなくなったとき。

- (3) その他、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。
- 2 補助事業者は、前項の規定により返還命令を受けた場合、速やかに補助金を返還しなければならない。

(補助金返還の免除)

- 第6条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を免除する ことができる。
 - (1) 災害その他、補助事業者の責に帰することができない事由により、就農ができなくなったとき。
 - (2) その他、町長が特に必要と認めたとき。 (その他)
- 第7条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第98号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第41号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号

研修費用補助事業計画 (実績) 書

- 1 事業の目的
 - (1) 研修の内容(作物・技術 等)
 - (2) 研修先
 - (3) 研修(予定) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 経費の配分

	事業費要す る経費(又は 事業に要し た経費) (A)+(B)	負担区分			
		町補助金 (A)	その他 (B)	備 考	
事業費	円	円	円		
合 計					

- 3 事業完了予定(又は完了) 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 交付申請時
 - ① 事業費が分かる見積書 等
 - ② その他町長が必要と認める書類
 - (2) 実績報告時
 - ① 研修レポート
 - ② 領収書等事業費が分かるもの

営農費用補助事業計画 (実績) 書

1 事業の内容 (単位:円)

内 容	実施時期	金額	備考
	消費税		
	合 計		

2 経費の配分

区分 事業 た。	事業費要す る経費(又は 事業に要し た経費) (A)+(B)	負担区分			
		町補助金 (A)	その他 (B)	備 考	
事業費	円	円	円		
合 計					

- 3 事業完了予定(又は完了) 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 交付申請時
 - ① 青年等就農計画認定書の写し
 - ② 見積書、カタログ等の写し
 - (2) 実績報告時
 - ① 領収書等事業金額が分かるもの

就農奨励金事業計画 (実績) 書

1	居住地		
	川西町大字		

- 2 就農(予定)日及び就農時の年齢
 - (1) 年 月 日
 - (2) 歳
- 3 添付書類
 - (1) 交付申請時
 - ① 青年等就農計画認定書の写し
 - ② 身分証明書の写し(運転免許証 等)
 - (2) 実績報告時
 - ① 営農の実態が分かる資料 (農産物の出荷伝票 等)
 - ② 本人名義の通帳の写し